



鳥取県公報

令和3年10月1日（金）
第9338号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（509）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2
	国土調査の成果の認証（510）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定予定（511）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 3
	保安林の指定施業要件の変更予定（512）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 3
	土地改良区の役員の就退任（513）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 4
◇ 公 告	保安林の指定に係る森林所有者等への公示による通知（中部総合事務所農林局）・・・・ 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（情報政策課）・・・・・・・・・・ 6
	落札者の決定（警察本部会計課）・・・・・・・・・・ 8
	一般競争入札の中止（庶務集中課）・・・・・・・・・・ 9

告 示

鳥取県告示第509号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年10月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社メディカル・ケア米子	米子市安倍200-1	こころね訪問看護ステーション東福原	米子市東福原三丁目9-1	令和3年9月14日

鳥取県告示第510号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年10月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
米子市	平成28年度及び平成29年度	米子市（富益町の一部）の地籍図及び地籍簿	米子市富益町の一部	令和3年10月1日
〃	令和元年度及び令和2年度	米子市（淀江町稲吉及び本宮の各一部）の地籍図及び地籍簿	米子市淀江町稲吉及び本宮の各一部	〃
西伯郡大山町	令和元年度及び令和2年度	大山町（佐摩及び今在家の各一部）の地籍図及び地籍簿	大山町佐摩及び今在家の各一部	〃
〃	〃	大山町（高橋の一部）の地籍図及び地籍簿	大山町高橋の一部	〃
倉吉市	平成27年度から平成29年度まで	倉吉市（仲ノ町、葵町、東町及び湊町の各一部）の地籍図及び地籍簿	倉吉市仲ノ町、葵町、東町及び湊町の各一部	〃
〃	平成27年度及び平成28年度	倉吉市（山根、伊木及び八屋の各一部）の地籍図及び地籍簿	倉吉市山根、伊木及び八屋の各一部	〃
東伯郡三朝町	平成29年度から令和元年度まで	三朝町（大字小河内及び大字下谷の各一部（20173136401、20173136402））の地籍図及び地籍簿	三朝町大字小河内及び大字下谷の各一部	〃

〃	〃	三朝町（大字吉尾の一部(20173136403))の地籍図及び地籍簿	三朝町大字吉尾の一部	〃
〃	〃	三朝町（大字下谷・吉尾の一部(20173136404))の地籍図及び地籍簿	三朝町大字下谷及び大字吉尾の各一部	〃
〃	〃	三朝町（大字片柴の一部(20173136405))の地籍図及び地籍簿	三朝町大字片柴の一部	〃
鳥取市	平成30年度及び令和元年度	鳥取市（河原町釜口の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市河原町釜口の一部	〃
〃	〃	鳥取市（気高町山宮及び上原の各一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市気高町山宮及び上原の各一部	〃
西伯郡伯耆町	平成26年度から平成29年度まで	伯耆町（上野の一部(20143139005、20173139001))の地籍図及び地籍簿	伯耆町上野の一部	〃
〃	平成28年度から平成30年度まで	伯耆町（上野の一部）の地籍図及び地籍簿	伯耆町上野の一部	〃

鳥取県告示第511号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年10月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

倉吉市大原字裾ヶ谷1240の1・1240の43・1240の44・字郡山1247の21・上余戸字向山536の8（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、536の1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第512号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3にお

いて準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年10月1日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鳥取市佐治町中字後口畑115の19
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第513号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大原千町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年10月1日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

退任した役員の氏名及び住所

理 事	清 水 輝 彦	西伯郡伯耆町丸山163
〃	坂 口 武 美	西伯郡伯耆町丸山254-4
〃	仲 田 主	西伯郡伯耆町須村835
〃	松 本 幹 人	西伯郡伯耆町須村811
〃	潮 賢	西伯郡伯耆町大原446
〃	野 口 哲 史	西伯郡伯耆町大原590
〃	森 田 徹 郎	西伯郡伯耆町真野1031
〃	笹 間 豊 樹	西伯郡伯耆町真野563
〃	福 田 巳 紀 雄	西伯郡伯耆町番原76-2
〃	上 田 淳 則	西伯郡伯耆町番原516
〃	亀 山 英 登	西伯郡伯耆町久古29
〃	松 岡 政 彰	西伯郡伯耆町久古2207-1
〃	松 原 博 文	西伯郡伯耆町久古1509
〃	松 原 行 秀	西伯郡伯耆町久古1345
監 事	小 西 憲 昭	西伯郡伯耆町丸山275
〃	下 村 浩 一	西伯郡伯耆町真野1024
〃	上 田 省 三	西伯郡伯耆町番原476-1

令和3年9月10日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	清 水 輝 彦	西伯郡伯耆町丸山163
〃	坂 口 武 美	西伯郡伯耆町丸山254-4

- 〃 仲 田 主 西伯郡伯耆町須村835
 - 〃 松 本 幹 人 西伯郡伯耆町須村811
 - 〃 潮 賢 西伯郡伯耆町大原446
 - 〃 野 口 哲 史 西伯郡伯耆町大原590
 - 〃 森 田 徹 郎 西伯郡伯耆町真野1031
 - 〃 笹 間 豊 樹 西伯郡伯耆町真野563
 - 〃 福 田 巳紀雄 西伯郡伯耆町番原76-2
 - 〃 上 田 淳 則 西伯郡伯耆町番原516
 - 〃 亀 山 英 登 西伯郡伯耆町久古29
 - 〃 森 岡 明 憲 西伯郡伯耆町久古54-1
 - 〃 松 原 博 文 西伯郡伯耆町久古1509
 - 〃 松 原 行 秀 西伯郡伯耆町久古1345
 - 監 事 上 田 省 三 西伯郡伯耆町番原476-1
 - 〃 西 尾 厚 夫 西伯郡伯耆町久古1203
 - 〃 勝 部 明 吉 西伯郡伯耆町遠藤367
- 令和3年9月11日就任 任期4年

公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者及び関係者は、いつでも次の保管場所で通知を受け取ることができる。

令和3年10月1日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

- 1 通知の題名 保安林の指定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第25条第1項の規定により行った保安林の指定の告示(令和3年7月29日付農林水産省告示第1234号)の内容
(告示の内容)
(1) 保安林の所在場所
次の表の左欄に掲げる森林所有者等の同表の右欄に掲げる場所

景山 好美	倉吉市悴谷字上屋敷通213の2、220の2
-------	-----------------------

(2) 指定の目的
土砂の流出の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県中部総合事務所農林局林業振興課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県中部総合事務所農林局林業振興課

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年10月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

インターネット接続用回線及び接続サービス調達業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

入札説明書による。

(4) 入札方法

入札は紙入札により行うものであること。

契約に当たっては、入札書に記載した金額をもって契約金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスの電気通信サービスに登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和3年10月11日（月）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(6) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成29年10月5日付第201700167239号）第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。

(7) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制が構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部情報政策課

4 入札手続等

(1) 入札の手續及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部情報政策課地域情報化・市町村連携担当
電話 0857-26-7849
電子メール jouhou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

令和3年10月1日(金)から同月27日(水)までの間にインターネットの鳥取県総務部情報政策課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和3年10月1日(金)から同月27日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年11月12日(金)午後4時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月11日(木)午後5時とする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地階令和新時代創造本部・総務部会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、「入札書」と明記した封筒に、それぞれ件名、入札者名及び入札回数(「第1回」、「第2回」及び「第3回」)を記入し、当該回の入札書を入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合も同様に提出すること。また、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

なお、入札回数が記載されていない封筒は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和3年10月27日(水)午後5時までに、郵便等又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products : Internet access service 1 set

(2) October 27, 2021 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) November 12, 2021 4:00 PM : Time-limit for submission of tenders

(November 11, 2021 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Information Policy Division of General Affairs Department Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7849

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年10月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	交番・駐在所等ネットワーク通信機器賃貸借及び保守業務 一式
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	令和3年9月9日
4 落札者の名称及び所在地	日本電気株式会社山陰支店 米子市東町171
5 落札金額	月額237,182円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

- 6 入 札 公 告 日 令和3年7月30日
7 落 札 方 式 最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 鳥取県警察本部警務部会計課
及び所在地 鳥取市東町一丁目271

令和3年8月20日付鳥取県公報第9326号で公告した一般競争入札を中止するので公告する。

令和3年10月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 入札を中止する調達案件
令和4年度軽自動車（貨物、新車）23台の賃貸借
- 2 入札を中止する理由
仕様書に不備があったため。